

令和 7 年度 第 1 回三条市介護保険運営協議会次第

日時：令和 7 年 8 月 25 日(月) 午後 1 時 15 分

場所：三条市役所 第二庁舎 101 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員等自己紹介

4 議 題

- (1) 会長及び会長職務代理者の選任について …資料 1
- (2) 部会構成及び部会委員の指名について …資料 2
- (3) 三条市介護保険運営協議会令和 7 年度審議計画（案） …資料 3
- (4) 高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画(令和 6 年度)の達成状況評価及び
令和 7 年度の方角性について …資料 4

5 閉 会

※ 協議会終了後、地域包括支援センター運営部会及び地域密着型サービス運営部会を開催します。

○三条市介護保険条例（抜粋）

平成17年5月1日

条例第108号

第3章 介護保険運営協議会

（介護保険運営協議会）

第4条 本市が行う介護保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、三条市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

（運営協議会の組織等）

第5条 運営協議会は、委員17人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 学識経験者
- (3) 保健、医療又は福祉の関係者
- (4) 被用者保険等保険者

2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 運営協議会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 運営協議会は、その所掌事務に係る特定の事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

6 運営協議会は、部会の議決をもって運営協議会の議決とすることができる。

（委任）

第6条 前2条に定めるもののほか、運営協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 介護保険運営協議会
（職務）

第5条 三条市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、次に掲げる事項を審議する。

- （1） 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第117条第1項の規定による三条市介護保険事業計画の作成に関すること。
- （2） 三条市介護保険事業計画の達成状況の点検に関すること。
- （3） 地域包括支援センターの運営に関すること。
- （4） 地域密着型介護サービス及び地域密着型介護予防サービスの運営に関すること。
- （5） その他介護保険事業の運営に関し、重要と認められる事項
（被保険者を代表する委員の選任）

第6条 条例第5条第1項第1号の被保険者を代表する委員の一部については、市民からの公募によりこれを選任する。

（会議）

第7条 運営協議会は、会長が招集する。

- 2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 運営協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条の2 運営協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（部会）

第7条の3 運営協議会に設置する部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 3 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 部会の会議及び意見の聴取等については、前2条の規定を準用する。

部会の構成及び部会委員の指名について

- 1 部会の構成は、次のとおりとする。

部 会 名	主たる事務分掌	部会定数
地域包括支援センター運営部会	地域包括支援センターの設置等及び運営に関する事項の審議	8人
地域密着型サービス運営部会	地域密着型サービス事業者の指定等及び運営に関する事項の審議	8人

- 2 部会運営要領について

別紙1及び2のとおり

- 3 部会委員の指名について

三条市介護保険運営協議会長の指名による。

部会の設置及び議決について

1 三条市介護保険運営協議会内に次の部会を置く。

- (1) 地域包括支援センター運営部会
- (2) 地域密着型サービス運営部会

【設置理由】

平成 18 年 4 月の介護保険制度の改正により、設置しなければならない組織である「地域包括支援センター運営協議会」及び「地域密着型サービス運営委員会」については、別組織を設けることなく、介護保険事業の総合的・一体的・効率的な運営を図るため、介護保険運営協議会に、これら運営協議組織に相当する「専門部会」を設置する。

2 部会の議決について

三条市介護保険条例第 5 条第 6 項の規定に基づき、それぞれの部会の所掌事務に係る部会の議決をもって、三条市介護保険運営協議会の議決とする。

地域包括支援センター運営部会運営要領

(目的)

第1 地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ公正な運営を図ることを目的とする。

(運営部会の構成)

第2 運営部会は、次に掲げる者を基準として構成する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体関係者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談等を担う関係者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域ケアに関する学識経験を有する者

2 運営部会には部会長を置く。部会長は、構成員の互選により選任する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(所掌事務)

第3 運営部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の審議に関すること。

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンター業務を委託された法人の変更

ウ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施

エ センターが予防給付に係る介護予防ケアマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所

- (2) センターの運営に関すること

ア 運営部会は、毎年度ごとに、センターから次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

(ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書

(イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(ウ) その他運営部会が必要と認める書類

イ 運営部会は、ア(イ)の事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案して必要な基準を作成した上で、定期的又は必要なときに事業内容を評価するものとする。

(ア) センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがないか

(イ) センターにおけるケアプラン作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していないか

(ウ) その他運営部会が地域の実情に応じて必要と判断した事項

- (3) その他介護保険法に基づく地域包括支援センターの設置、運営に関する事項

(会議)

第4 運営部会は、部会長が招集する。

2 運営部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 運営部会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会で議決するに疑義が生じた場合は、三条市介護保険運営協議会長及び部会長の協議により処理をする。

(意見の聴取)

第5 運営部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、必要事項は、別に定める。

(実施期日)

この要領は、平成18年5月17日から実施する。

地域密着型サービス運営部会運営要領

(目的)

第1 介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第5項、及び第78条の4第6項等に規定する措置を目的とする。

(運営部会の構成)

第2 運営部会は、次に掲げる者を基準に構成する。

- (1) 介護保険の被保険者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者
- (3) 介護サービス及び介護予防サービスの事業者
- (4) 地域における保険・医療・福祉関係者
- (5) 学識経験者 等

2 運営部会には部会長を置く。部会長は、構成員の互選により選任する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(所掌事務)

第3 運営部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域密着型サービス指定等に関する次に掲げる事項について審議する。
 - ア 地域密着型サービスの指定を行い、又は行わないこととしようとするとき。
 - イ 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬を設定しようとするとき。
- (2) 地域密着型サービス運営等に関する次に掲げる事項について協議する。
 - ア 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項

(会議)

第4 運営部会は、部会長が招集する。

2 運営部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 運営部会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会で議決するに疑義が生じた場合は、三条市介護保険運営協議会長及び部会長の協議により処理をする。

(意見の聴取)

第5 運営部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(実施期日)

この要領は、平成18年5月17日から実施する。

三条市介護保険運営協議会 令和7年度審議計画(案)

三条市福祉保健部高齢介護課

1 令和 7 年度における介護保険運営協議会審議計画

	開催日	議題及び主な報告事項
第 1 回	令和 7 年 8 月 25 日	・会長及び会長職務代理者の選任について ・部会構成及び部会委員の指名について ・令和 7 年度 三条市介護保険運営協議会の審議計画（案）について ・高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画(令和 6 年度)の達成状況評価及び令和 7 年度の方方向性について
第 2 回	令和 8 年 3 月	・第10期介護保険事業計画策定に向けた各種調査の実施について

【参考】介護保険運営協議会の主な審議事項

(1) 介護保険事業全般の運営状況に関する事項

ア 介護保険事業計画の作成に関すること

高齢者実態調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査）の調査内容及び実施結果、基本目標及び施策内容、計画値の設定、施設等サービス基盤整備計画 等

イ 介護保険事業計画の達成状況の点検に関すること

介護保険費用の状況、介護サービス基盤の整備状況、地域支援事業の実施状況、介護保険事業特別会計予算・決算、保険料の賦課及び徴収 等

(2) 地域包括支援センターの運営状況に関する事項

ア 地域包括支援センター設置に関すること

担当圏域の設定、センターの設置・変更・廃止、委託先法人の選定・変更、委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業実施状況、センターが介護予防ケアマネジメント等の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の承認 等

イ 地域包括支援センターが行う業務に関すること

センターの運営方針、事業評価等運営状況、センターの職員体制 等

(3) 地域密着型サービスの運営状況に関する事項

ア 地域密着型サービスの指定に関すること

地域密着型サービスの新規指定、指定更新の審査、指定における条件の付与 等

イ 地域密着型サービスの利用状況及び運営に関すること

ウ 地域密着型サービスの指導・監査に関すること

エ 地域密着型サービスの整備に関すること

三条市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度）の達成状況評価及び令和7年度の方方向性について

三条市福祉保健部高齢介護課

1 第9期介護保険事業計画の基本的な考え方

策定の趣旨

総人口、生産年齢人口が減少する一方、高齢化率は上がり続け続け、令和22年には県平均を超え、40.2%まで上昇する見込みであり、持続可能な介護保険サービスの提供基盤の整備が必要である。

また、ひきこもりや障がいの子をもつ高齢者など、複数の生活上の課題を抱える世帯のニーズが顕在化しており、高齢分野のみならず、分野横断的に対象世帯を支援する仕組みづくりが必要である。

こうしたことを踏まえ、「生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち」を目指す姿とし、「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進していくために策定したもの

計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

検証・見直し

各年度の達成状況の点検及び評価について、介護保険運営協議会において毎年度検証し、必要に応じて見直しを行う。

2 第9期介護保険事業計画の施策の体系

目指す姿

生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち

第9期 基本目標

1

地域共生社会実現のための地域包括ケアシステム推進体制の強化

2

在宅医療・介護連携の推進

3

生活支援体制の整備及び地域支え合いの推進

4

介護予防・自立支援及び重度化防止の推進

5

認知症施策の推進

6

権利擁護の推進

7

持続可能な介護保険制度を維持するための基盤の強化

施策の展開

- (1) 地域包括ケア総合推進センターの体制見直しと機能強化
- (2) 障がい者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- (3) 地域包括支援センターの業務負担軽減と機能強化

- (1) 個別支援における多職種連携の強化
- (2) 意思決定支援の推進
- (3) 医療再編後の医療・介護連携の着実な推進
- (4) 在宅医療提供体制の確保

- (1) 生活支援サービスの充実
- (2) 地域の支え合い体制づくりの促進

- (1) 外出・交流・社会参画機会の拡大とヘルスリテラシーの醸成及び向上
- (2) フレイルの早期発見・介入と重度化防止の取組の強化
- (3) 自立を基本としたケアマネジメントの実施体制の充実

- (1) 認知症の方が安心して生活できる地域づくり
- (2) 認知症本人の意思を尊重した活動機会等の確保
- (3) 認知症の方の介護者に対する支援の充実
- (4) 適切な医療・介護サービスの提供

- (1) 必要な時期に適切な権利擁護支援につなぐ体制の強化
- (2) 成年後見制度等を安定的に利用継続できる体制の確保
- (3) 高齢者虐待防止対策への推進

- (1) 介護保険サービスの充実
- (2) 介護者支援のためのサービスの充実
- (3) 介護サービス提供基盤の強化
- (4) 介護給付等適正化の推進
- (5) 自立支援を理念とする介護保険制度の理解促進
- (6) 災害及び感染症に対する備えの検討

3 実施事業別の計画値と実績値の比較

(1) 地域共生社会実現に向けた地域包括ケアシステム推進体制の強化

ア 地域包括支援センターの業務負担軽減と機能強化

		令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度
		計画値	実績	計画値	計画値
指定介護予防支援業務のうち、居宅介護支援事業所が市から指定を受けて直接業務を実施した件数の割合	(%)	20	5.55	45	75
(計画値と実績値を比較した評価や今後の方向性) 居宅介護支援事業所のうち指定介護予防支援の指定を受けた事業所は3事業所に留まっており、指標における計画値に対して実績値は大きく下回っている。一部の地域包括支援センターでは、利用者を多く担当している居宅介護支援事業所が指定を受けて直接利用者を担当したことによりセンターの負担軽減が図られていることから、地域包括支援センターと連携して居宅介護支援事業所に指定を受けるよう働き掛けを行っていく。					

(2) 在宅医療・介護連携の推進

ア 個別支援における多職種連携の強化

		令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度
		計画値	実績	計画値	計画値
三条ひめさゆりネット登録者数	(人)	4,400	4,411	4,900	5,400

イ 意思決定支援の推進

		令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度
		計画値	実績	計画値	計画値
意思決定支援研修会を受講したケアマネジャーの割合	(%)	70.0	56.2	80.0	90.0
介護が必要となったときのことを家族や周囲と話し合っている高齢者の割合	(%)	—	—	38.0	—
A C P (アドバンス・ケア・プランニング)等に関する啓発講座の実施回数	(回)	20	18	25	30
(計画値と実績値を比較した評価や今後の方向性) ア 計画値を達成できた。今後も引き続き各事業所に対してひめさゆりネットの周知を図っていく。 イ 意思決定支援研修会を受講したケアマネジャーの割合は計画値に届かなかった。令和5年度までに半数以上の人が受講しており、事業所内での共有が図られてきていることが考えられる。職員の異動もあることから、継続して研修を実施し権利擁護の視点で意思決定支援できるようにする。 啓発講座実施回数は、目標の20回には届かなかったものの令和5年度実績8回の2倍となった。					

3 実施事業別の計画値と実績値の比較

(3) 生活支援体制の整備及び地域支え合いの推進

ア 地域の支え合い体制づくりの促進

		令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度
		計画値	実績値	計画値	計画値
集いの場の数	(か所)	460	442	490	520
集いの場や地域の支え合い体制がある自治会数	(地区)	215	214	218	221
生活支援コーディネーター協力員の数	(人)	10	0	20	25
近所の方が困っているときに、いずれかの支援で助けることができることはあると回答した人の割合	(%)	—	—	増加	—

(計画値と実績値を比較した評価や今後の方向性)

集いの場の数は、新規に把握や立ち上げをしたところが21か所あったが、既存の老人クラブ等の活動が減少したことにより、計画値を下回った。引き続き、有志の集まりなどを含めた新たな場を把握していく。

また、地域活動の団体等だけではなく民間企業等を含めた様々な主体に対して地域の支え合いを啓発し、多様な主体による支え合い体制づくりを促進する。

生活支援コーディネーター協力員については、協力員を募るための地域支え合いの座談会を開催し、参加者からは概ね協力の意向があったことから、今後、協力員として活動できるよう働き掛けを行っていくとともに、他の圏域でも座談会を開催する。

3 実施事業別の計画値と実績値の比較

(4) 介護予防・自立支援及び重度化防止及びの推進

ア 外出・交流・社会参画機会の拡大とヘルスリテラシーの醸成及び向上

		令和6年度		令和7年度	令和8年度
		計画値	実績値	計画値	計画値
週1回以上社会参画活動を行っている人の割合	(%)	—	—	32.5	—
セカンドライフ応援ステーション登録実人数	(人)	1,230	1,117	1,310	1,390
セカンドライフ応援ステーションマッチング件数	(件)	20,600	20,289	21,000	21,400
(計画値と実績値を比較した評価や今後の方向性) セカンドライフ応援ステーションの登録者実人数及びマッチング件数は、いずれも計画値に届かなかった。引き続き、広報さんじょうへの記事掲載や、シルバー人材センターの入会説明会時に紹介チラシを配布するなど、セカンドライフ応援ステーションについて周知するとともに、公民館事業の運営補助ボランティアのマッチングを行うなど活動の幅を広げ、セカンドライフ応援ステーションの活用を図っていく。					

イ フレイルの早期発見・介入と重度化防止の取組の強化

ウ 自立を基本としたケアマネジメントの実施体制の充実

		令和6年度		令和7年度	令和8年度
		計画値	実績値	計画値	計画値
要支援認定者の状態の改善率	(%)	12.67	13.43	12.81	12.95
新規要支援・要介護認定者の平均年齢	(歳)	—	82.3	上昇	—
(計画値と実績値を比較した評価や今後の方向性) 高齢者の自主的な運営による「集いの場」で自立支援に係る啓発チラシを配布したり、介護サービス事業所などの支援者を対象に自立支援の考え方を学ぶ講演会を行うなど、自立支援の理解を促す取組を行った結果、要支援認定者の状態の改善率は計画値を上回った。引き続き、生活機能が低下した高齢者が介護サービス等を活用しながら介護予防に取り組み、自立した生活が継続できるよう介護予防ケアマネジメントの質の向上を図っていく。					

3 実施事業別の計画値と実績値の比較

(5) 認知症施策の推進

ア 認知症の方が安心して生活できる地域づくり

		令和6年度		令和7年度	令和8年度
		計画値	実績値	計画値	計画値
小中学校のサポーター養成講座実施校数	(校)	20	16	25	30
認知症の人に配慮した取組を実施している企業・事業所数	(事業所)	13	70	34	50
(計画値と実績値を比較した評価や今後の方向性) サポーター養成講座の新規実施校は増加しているが、各学校における定着が難しいところである。継続して働き掛け続けることが必要である。また、認知症の人に配慮した取組を実施している企業は、郵便局やコンビニエンスストアなど市内に多数点在する企業がツナガルカンパニーに登録し、目標値を上回った。今後は、認知症の人への理解促進に加え、地域生活を送る上での障壁となることなどを把握し、民間企業等とともに暮らしやすい環境等についても検討していく。					

イ 認知症本人の意思を尊重した活動機会等の確保

		令和6年度		令和7年度	令和8年度
		計画値	実績値	計画値	計画値
「認知症の本人の集い」で活動するパートナー数	(人)	12	15	20	25
介護者で認知症カフェを知っている人の割合(在宅介護実態調査で認知症がある人の「主な介護者」の認知度)	(%)	—	—	40.0	—
(計画値と実績値を比較した評価や今後の方向性) 認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座受講者からパートナーになる人は少なかったが、本人の友人や家族として一緒に参加した方が認知症について学び、パートナーとしての活動につながっている。認知症本人のニーズに合った活動が広がるよう、今後も生活支援コーディネーターと連携し、引き続きパートナーを養成していく。					

ウ 適切な医療・介護サービスの提供

		令和6年度		令和7年度	令和8年度
		計画値	実績値	計画値	計画値
認知症に関する研修を実施している事業所の割合	(%)	—	—	95.0	—
(計画値と実績値を比較した評価や今後の方向性) 介護サービス事業所は何らかの認知症ケア向上のための研修を実施しているが、人材不足の中で研修に時間を割くことが困難な状況もある。事業所が実施可能な方法で、ケア向上につながる効果的な研修となるよう、事業所の実態を把握しながら、認知症地域支援推進員が事業所研修の企画について相談、支援していく。					

3 実施事業別の計画値と実績値の比較

(6) 権利擁護の推進

ア 必要な時期に適切な権利擁護の支援につなぐ体制の強化

		令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度
		計画値	実績値	計画値	計画値
成年後見に関する研修会の参加者数	(人)	55	22	60	65
権利擁護支援員養成研修の参加者数	(人)	20	6	20	20
介護が必要となったときのことを家族や周囲と話し合っている高齢者の割合	(%)	—	—	増加	—
(計画値と実績値を比較した評価や今後の方向性)					
成年後見に関する研修会については、支援者向けに意思決定支援に関する多職種研修会を実施した。参加者からは概ね高評価であったため、令和 7 年度以降も多職種で連携し学べる機会を確保するとともに、庁内専門職に声掛けするなど、参加者増加に向けた周知を工夫したい。					
権利擁護支援員養成研修については、基礎編・ステップアップ編の 2 日間で実施し、現在福祉職として勤務している方も参加できるようにステップアップ編を土曜日に開催した。両日参加は 6 人であったが、延べ人数は 20 人参加いただいた。参加者が今後は法人後見支援員等で活躍できるよう、社会福祉協議会と体制づくりを進めていく。					

イ 高齢者虐待防止対策の推進

		令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度
		計画値	実績値	計画値	計画値
虐待防止に関する研修会の実施回数	(回)	1	1	1	1
参加者数	(人)	55	11	60	65
(計画値と実績値を比較した評価や今後の方向性)					
地域包括支援センターと市内における高齢者虐待の現状などを共有するとともに、虐待対応の課題を話し合う意見交換会を実施したが、参加者数は計画値に届かなかった。引き続き、地域包括支援センターとの意見交換会を実施するとともに、ケアマネジャーや介護サービス事業所などの支援者を対象とした研修会を実施し、高齢者虐待に係る支援者の意識向上やスキルアップを図っていく。					

3 実施事業別の計画値と実績値の比較

(7) 持続可能な介護保険制度を維持するための基盤の強化

ア 介護保険サービスの拡充

		令和 6 年度計画		令和 6 年度実績		令和 7 年度計画値		令和 8 年度計画値	
		事業所数 (か所)	定員 (人)	事業所数 (か所)	定員 (人)	事業所数 (か所)	定員 (人)	事業所数 (か所)	定員 (人)
居宅介護支援		28	—	27	—	28	—	28	—
介護予防支援		5	—	8	—	5	—	5	—
居宅サービス		106	1,242	105	1,283	106	1,242	106	1,242
	訪問介護	21	—	21	—	21	—	21	—
	訪問入浴	3	—	2	—	3	—	3	—
	訪問看護	11	—	10	—	11	—	11	—
	通所介護	20	562	20	582	20	562	20	562
	通所リハビリ	7	200	7	200	7	200	7	200
	短期入所生活介護	11	230	12	251	11	230	11	230
	短期入所療養介護	7	—	7	—	7	—	7	—
	特定施設入居者生活介護	4	250	4	250	4	250	4	250
	福祉用具販売	11	—	11	—	11	—	11	—
	福祉用具貸与	11	—	11	—	11	—	11	—
地域密着型サービス		35	649	35	649	35	649	36	678
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	—	1	—	1	—	1	—
	夜間対応型訪問介護	0	—	0	—	0	—	0	—
	認知症対応型通所介護	4	23	4	23	4	23	4	23
	小規模多機能型居宅介護	4	108	4	108	4	108	4	108
	看護小規模多機能型居宅介護	1	29	1	29	1	29	1	29
	地域密着型通所介護	11	202	11	202	11	202	11	202
	認知症対応型共同生活介護	10	171	10	171	10	171	10	171
	地域密着型介護老人福祉施設	4	116	4	116	4	116	5	145

3 実施事業別の計画値と実績値の比較

ア 介護保険サービスの拡充(続き)

		令和6年度計画		令和6年度実績		令和7年度計画値		令和8年度計画値	
		事業所数 (か所)	定員 (人)	事業所数 (か所)	定員 (人)	事業所数 (か所)	定員 (人)	事業所数 (か所)	定員 (人)
施設サービス		13	1,229	13	1,229	14	1,269	14	1,269
	介護老人福祉施設	6	497	6	497	6	497	6	497
	介護老人保健施設	4	396	4	396	4	396	4	396
	介護療養型医療施設	0	—	0	—	0	—	0	—
	介護医療院	3	336	3	336	4	376	4	376
合 計		187	3,120	188	3,161	188	3,160	189	3,189
(計画値と実績値を比較した評価や今後の方向性) 令和6年度に実施した特定施設入居者生活介護1施設の公募により、整備事業者が決定した。調整を図りながら、令和7年度中に施設整備に着手し、令和8年12月1日までに事業を開始する予定としている。 同じく令和6年度に公募を行った(介護予防)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護1施設については、応募事業者がなく、今後も整備事業者を見込めないため、今期計画中での整備を見合わせることにした。									

イ 介護者支援のためのサービスの充実

		令和6年度		令和7年度	令和8年度
		計画値	実績値	計画値	計画値
緊急通報装置貸与者数 (高齢者生活支援事業)	(人)	280	228	287	291
認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	(人)	2,560	2,436	2,720	2,880
(計画値と実績値を比較した評価や今後の方向性) いずれの事業も伸び悩みが見られることから、引き続き積極的な周知を図っていく。 中でも緊急通報装置については、要介護認定者以外の65歳以上の方々も対象であり、ケアマネジャー等からの情報が届かないこうした方々に対する効果的な周知方法を検討していく。					

3 実施事業別の計画値と実績値の比較

ウ 介護サービス提供基盤の強化

		令和6年度		令和7年度	令和8年度
		計画値	実績値	計画値	計画値
人材確保について、「確保できている」「概ね確保できている」と回答する介護事業所の割合	(%)	—	—	上昇	—
介護事業所のビジネスチャットツール(LINEWORKS)導入割合	(人)	90	78	95	100
セカンドライフ応援ステーションがマッチングしたボランティア導入介護事業所数	(か所)	20	9	25	30
(計画値と実績値を比較した評価や今後の方向性) 介護事業所のビジネスチャットツール(LINEWORKS)導入については、昨年度と比べ減少し計画値には届かなかった。今後も継続して介護事業所へアプローチしていく。 セカンドライフ応援ステーションがマッチングしたボランティア導入介護事業所数について、計画値には届かなかったが、各事業所での活動回数は年々増加している。引き続き、未導入の介護事業所にボランティア活用に係る説明を行うなど、ボランティアの導入を促進していく。					

エ 介護給付適正化の推進

		令和6年度		令和7年度	令和8年度
		計画値	実績値	計画値	計画値
住宅改修の現地調査数(R8～福祉用具貸与現地調査含む)	(件)	30	12	30	40
面談によるケアプラン点検数	(件)	38	25	48	48
介護サービス事業所への指導・監督数	(数)	20	20	20	20
(計画値と実績値を比較した評価や今後の方向性) 住宅改修について、令和5年度、令和6年度に事業所に対し研修を行ったほか、事前申請時における専門職の確認により、適切なケアマネジメントが行われるようになったことから、現地調査を要するような事例は少なかった。他方で、申請理由が漠然としているものも散見されるため、その場合は適宜、現地調査により事業所への支援を行う視点でアプローチしていく。 ケアプラン点検について、給付適正化システムから抽出した対象者に対し、適正なケアマネジメントが行われており面談まで行う対象者が見込より少なかった。今後も給付状況により対象者の抽出数やそれに伴う面談者数にばらつきがあると推察されるが、既存システムだけでなく、縦覧点検からも対象者の抽出を行い、更なる給付の適正化を図っていく。 介護サービス事業所に対しての運営指導については、事前に事業所との日程調整を円滑に行い、運営指導当日や改善結果報告書等の事後対応等、事業所と協議しながら実施することができた。今後も計画的に該当事業所と協議して、取り組んでいく。					

3 実施事業別の計画値と実績値の比較

オ 自立支援を理念とする介護保険制度の理解促進

		令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度
		計画値	実績値	計画値	計画値
ケアプラン作成に当たり、自立支援のサービスであることを「説明している」「概ね説明している」と回答するケアマネジャーの割合	(%)	—	—	100	—
(計画値と実績値を比較した評価や今後の方向性) 令和 7 年度に介護支援専門員等アンケート調査を実施する予定（令和 6 年度はアンケート調査未実施）					

カ 災害及び感染症への対策強化

		令和 6 年度		令和 7 年度	令和 8 年度
		計画値	実績値	計画値	計画値
市内介護事業所における業務改善計画 (BCP)策定割合	(%)	100	100	100	100
(計画値と実績値を比較した評価や今後の方向性) 市内全ての事業所において策定されている。今後は各事業所が訓練や研修を通じて、より実践的な計画となるように運営指導の場などを通じて見直しを図られるよう指導していきたい。					

4 要介護認定者数の推移及び令和6年度計画値との比較

要介護・要支援認定者の数は年々増加傾向にある。令和6年度の実績値については、計画値と比べ要支援者が約0.9%、要介護者が約0.6%増加した。

要支援1、要介護1、要介護3の順に増え幅が大きく、要支援2、要介護5、要介護4は計画値より減少した。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度			令和7年度 推計
				計画値	実績 (3月末現在)	比較	
要支援1	796	688	726	726	771	45	729
要支援2	890	870	876	904	874	△30	908
要支援者数	1,686	1,558	1,602	1,630	1,645	15	1,637
要介護1	943	1,023	1,100	1,062	1,089	27	1,070
要介護2	677	707	715	718	726	8	726
要介護3	669	702	736	713	735	22	718
要介護4	787	770	787	794	786	△8	805
要介護5	421	433	436	434	409	△25	441
要介護者数	3,497	3,635	3,774	3,721	3,745	24	3,760
要介護・支援 認定者数	5,183	5,193	5,376	5,351	5,390	39	5,397
65歳以上人口	31,261	31,166	31,145	31,038	30,967	△71	30,936

5 介護保険事業特別会計の状況

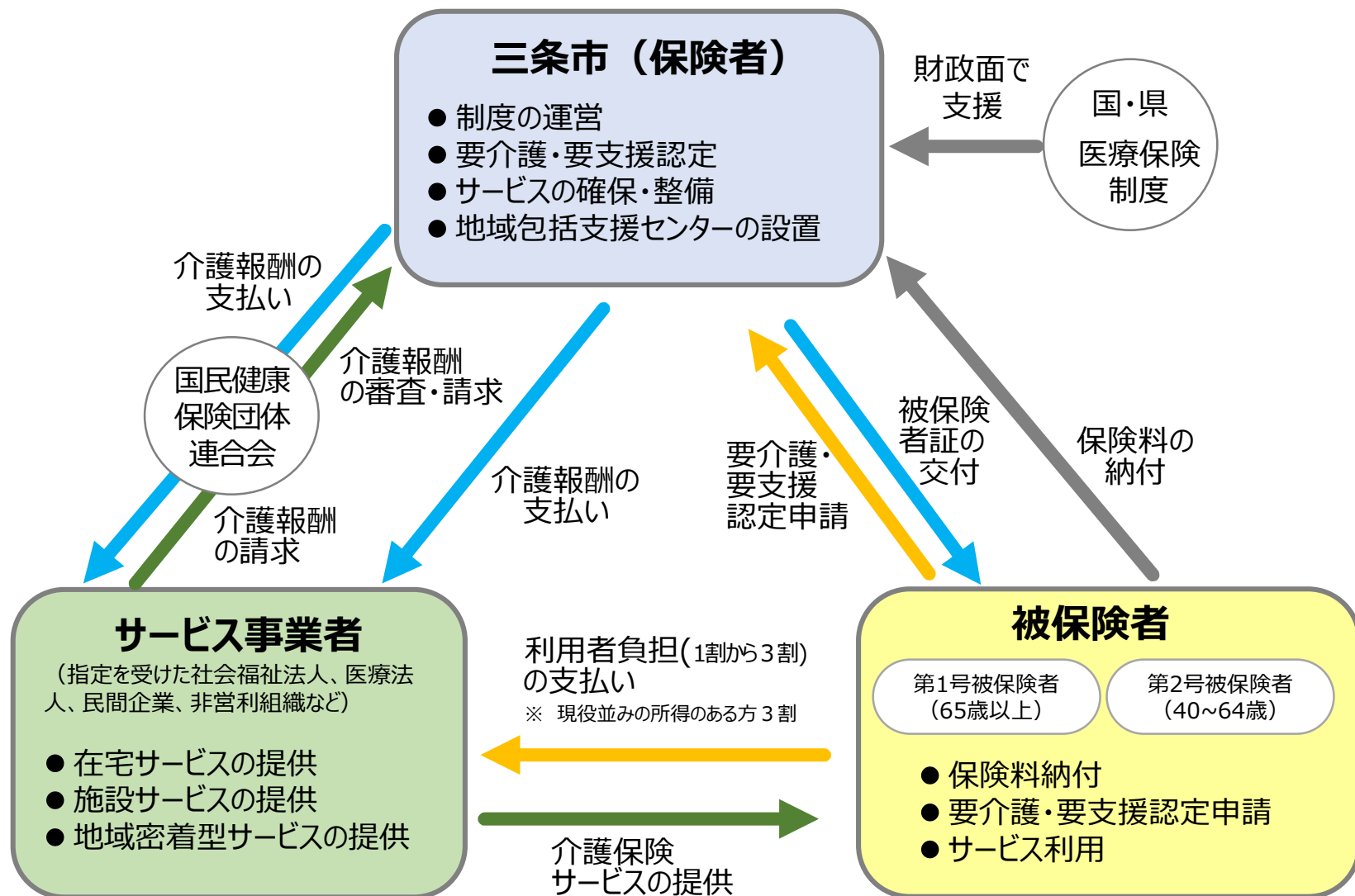
単位：円

区分		令和6年度			令和7年度
		予算現額(A)	決算額(B)	予算比(C = A - B)	当初予算額
歳入	保険料	2,248,545,000	2,255,859,594	▲7,314,594	2,296,820,000
	使用料及び手数料	412,000	476,100	▲64,100	660,000
	国庫支出金	2,401,294,000	2,384,826,894	16,467,106	2,388,718,000
	支払基金交付金	2,707,308,000	2,614,719,689	92,588,311	2,774,785,000
	県支出金	1,541,899,000	1,530,465,354	11,433,646	1,548,600,000
	財産収入	2,376,000	2,375,346	654	2,384,000
	繰入金	1,736,162,000	1,532,275,042	203,886,958	1,788,535,000
	繰越金	104,932,000	104,930,971	1,029	1,000
	諸収入	2,382,000	169,672,560	▲167,290,560	497,000
	計	10,745,310,000	10,595,601,550	149,708,450	10,801,000,000
歳出	総務費	190,526,000	174,718,902	15,807,098	221,972,000
	保険給付費	9,556,608,000	9,365,997,654	190,610,346	9,837,036,000
	財政安定化基金拠出金	1,000	0	1,000	1,000
	地域支援事業費	740,376,000	698,727,154	41,648,846	539,639,000
	保健福祉事業費	124,135,000	115,253,747	8,881,253	137,357,000
	基金積立金	13,228,000	13,227,707	293	2,384,000
	諸支出金	110,436,000	109,664,199	771,801	52,611,000
	予備費	10,000,000	0	10,000,000	50,618,000
	計	10,745,310,000	10,477,589,363	267,720,637	10,801,000,000
歳入 - 歳出		—	118,012,187	—	—

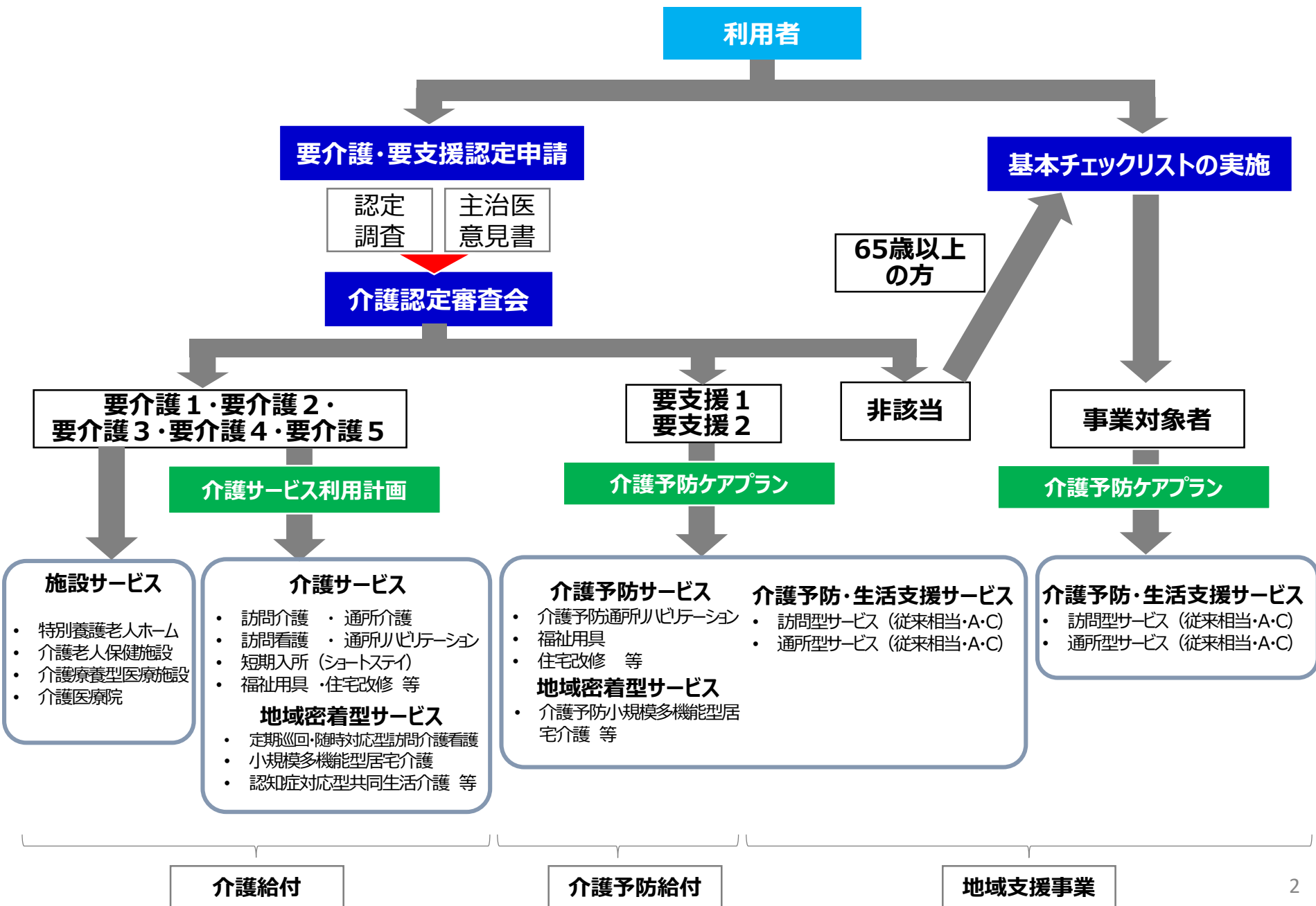
三条市の介護保険事業の概要

三条市福祉保健部高齢介護課

1 介護保険制度のしくみ



2 サービス利用者(要介護認定者等)とサービスの類型



3 地域支援事業の概要

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施する

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

- ・ 訪問型サービス
要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
- ・ 通所型サービス
要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
- ・ その他の生活支援サービス
要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
- ・ 介護予防ケアマネジメント
要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

一般介護予防事業

- ・ 介護予防把握事業
収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
- ・ 介護予防普及啓発事業
介護予防活動の普及・啓発を行う
- ・ 地域介護予防活動支援事業
住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
- ・ 一般介護予防事業評価事業
介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
- ・ 地域リハビリテーション活動支援事業
介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)

- ・ 介護予防ケアマネジメント業務
- ・ 総合相談支援業務
- ・ 権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）
- ・ 包括的・継続的マネジメント支援業務
支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等

任意事業

介護給付等費用適正化事業

- ・ 認定調査状況チェック
- ・ ケアプランの点検
- ・ 住宅改修等の点検
- ・ 医療情報との突合・縦覧点検
- ・ 介護給付費通知
- ・ 給付実績を活用した分析・検証事業
- ・ 介護サービス事業者等への適正化支援事業

家族介護支援事業

- ・ 介護教室の開催
- ・ 認知症高齢者見守り事業
- ・ 健康相談・疾病予防等事業
- ・ 介護者交流会の開催
- ・ 介護自立支援事業
- ・ 介護用品の支給

その他の事業

- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 福祉用具・住宅改修支援事業
- ・ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業
- ・ 認知症サポーター等養成事業
- ・ 介護サービスの質の向上に資する事業 等

包括的支援事業 (社会保障充実分)

在宅医療・介護連携推進事業

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進

認知症施策総合支援事業

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や、地域支援推進員による相談対応等を行い、認知症の本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域の構築を推進

生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進地域ケア会議の推進

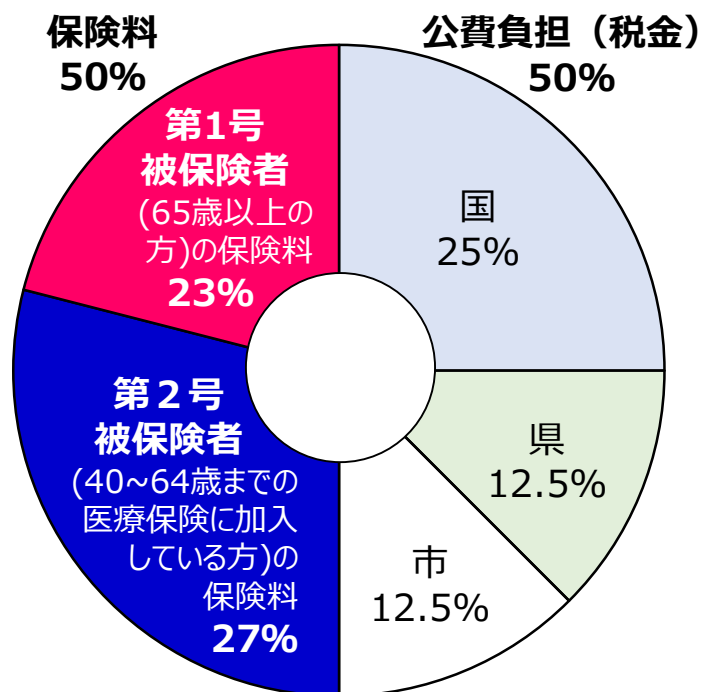
地域ケア会議

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進

4 介護保険財源構成の仕組み

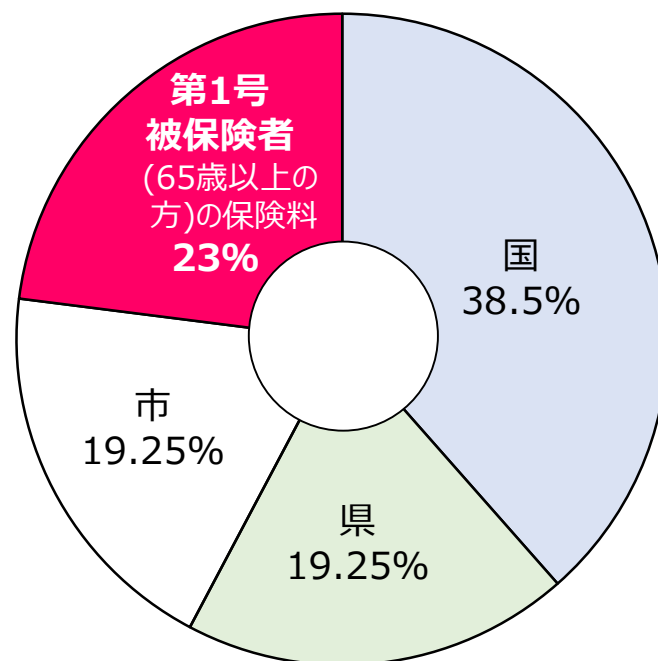
- 介護給付・予防給付・総合事業の財源構成は、保険料50%、国・県・市による公費負担50%からなる。保険料は、第1号被保険者(65歳以上)が23%、第2号被保険者(40から64歳まで)が27%を負担している。国庫負担25%のうちの5%は保険財政調整のための「調整交付金」として交付される。
- 包括的支援事業・任意事業は第2号被保険者による負担がなく、公費負担の割合が高い。

【介護給付・予防給付・総合事業
の負担割合】



※施設等給付は、国20%、県17.5%

【包括的支援事業・任意事業
の負担割合】



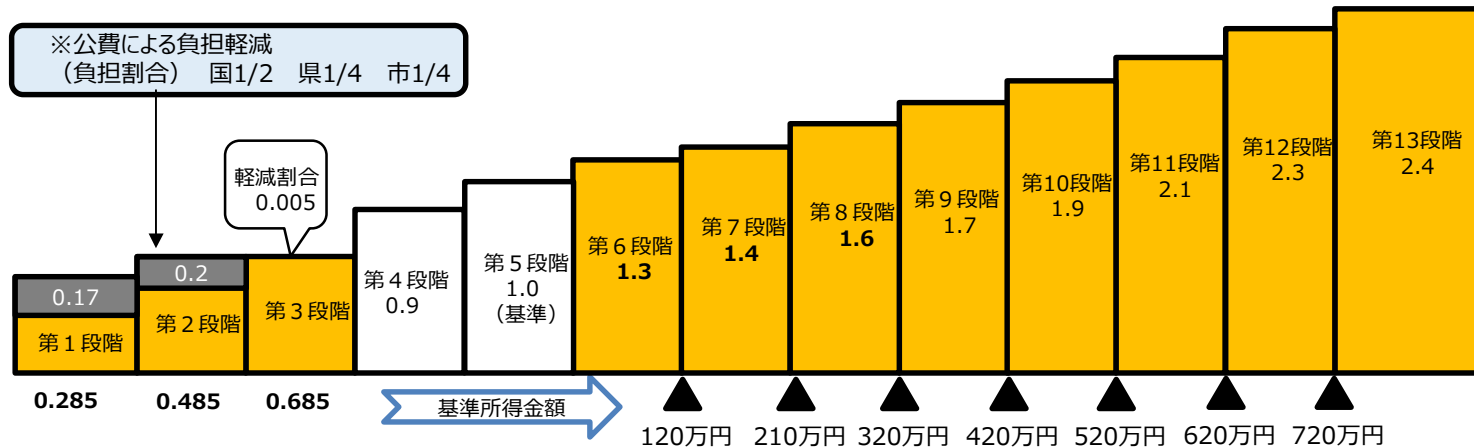
5 介護保険事業特別会計予算・決算

区分		令和 6 年度			令和 7 年度
		予算現額(A)	決算額(B)	予算比(C = A - B)	当初予算額
歳入	保険料	2,248,545,000	2,255,859,594	▲7,314,594	2,296,820,000
	使用料及び手数料	412,000	476,100	▲64,100	660,000
	国庫支出金	2,401,294,000	2,384,826,894	16,467,106	2,388,718,000
	支払基金交付金	2,707,308,000	2,614,719,689	92,588,311	2,774,785,000
	県支出金	1,541,899,000	1,530,465,354	11,433,646	1,548,600,000
	財産収入	2,376,000	2,375,346	654	2,384,000
	繰入金	1,736,162,000	1,532,275,042	203,886,958	1,788,535,000
	繰越金	104,932,000	104,930,971	1,029	1,000
	諸収入	2,382,000	169,672,560	▲167,290,560	497,000
	計	10,745,310,000	10,595,601,550	149,708,450	10,801,000,000
歳出	総務費	190,526,000	174,718,902	15,807,098	221,972,000
	保険給付費	9,556,608,000	9,365,997,654	190,610,346	9,837,036,000
	財政安定化基金拠出金	1,000	0	1,000	1,000
	地域支援事業費	740,376,000	698,727,154	41,648,846	539,639,000
	保健福祉事業費	124,135,000	115,253,747	8,881,253	137,357,000
	基金積立金	13,228,000	13,227,707	293	2,384,000
	諸支出金	110,436,000	109,664,199	771,801	52,611,000
	予備費	10,000,000	0	10,000,000	50,618,000
	計	10,745,310,000	10,477,589,363	267,720,637	10,801,000,000
歳入 - 歳出		—	118,012,187	—	—

6 介護保険料(第1号被保険者)の仕組み

- 介護給付費の約23%に相当する額を第1号被保険者の保険料として賦課する。
- 介護給付費はサービス基盤の整備やサービス利用の見込みにより算定し、その23%を賄うための保険料は保険者ごとに設定する。
- 保険料の算定は、負担能力に応じた負担を求めることから、市町村民税の課税状況等により段階別に設定することとされており、市町村の判断により、低所得者への軽減割合の変更や多段階での設定が認められている。

第9期：【三条市保険料所得段階】（13段階）



第1段階 所得区分	第2段階 所得区分	第3段階 所得区分	第4段階 所得区分	第5段階 所得区分	第6段階 所得区分	第7段階 所得区分	第8段階 所得区分	第9段階 所得区分	第10段階 所得区分	第11段階 所得区分	第12段階 所得区分	第13段階 所得区分
生保世帯、世帯員 全員市町村民税 非課税の老齢年 金受給者、世帯員 全員市町村民税 非課税かつ本人年 金収入等80.9万 円以下	世帯員全員市町 村民税非課税かつ 本人年金収入等 80.9万円超120 万円以下	世帯員全員市町 村民税非課税かつ 本人年金収入等 120万円超	本人市町村未税 非課税で世帯に課 税者がいるかつ本 人年金収入等 80.9万円以下	本人市町村未税 非課税で世帯に課 税者がいるかつ本 人年金収入等 80.9万円超	市町村民税課税 かつ合計所得金額 120万円未満	市町村民税課税 かつ合計所得金額 120万円以上210 万円未満	市町村民税課税 かつ合計所得金額 210万円以上320 万円未満	市町村民税課税 かつ合計所得金額 320万円以上420 万円未満	市町村民税課税 かつ合計所得金額 420万円以上520 万円未満	市町村民税課税 かつ合計所得金額 520万円以上620 万円未満	市町村民税課税 かつ合計所得金額 620万円以上720 万円未満	市町村民税課税 かつ合計所得金額 720万円超

7 介護保険料(第1号被保険者)の賦課・収納状況

【令和6年度 保険料収納状況】

	当初予算額	補正予算額	予算現額	調定額	収入累計額	還付累計額	収納額	収納率
現年度賦課	2,247,145,000円	0円	2,247,145,000円	2,255,580,400円	2,273,366,353円	19,262,000円	2,254,104,353円	99.9%
滞納繰越	1,400,000円	0円	1,400,000円	5,486,625円	1,757,841円	2,600円	1,755,241円	32.0%

※ 第1号被保険者の保険料は、原則として年金から特別徴収

【令和6年度 所得段階別被保険者数】

令和5年7月現在（本算定時）

所得段階	所得区分		保険料算出方法	年額	人数	割合
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者 ・本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 年間80万円以下の方	基準額×0.285	19,900円	3,239人	10.35%
第2段階		・本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 年間80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.485	33,900円	2,700人	8.63%
第3段階		・本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 年間120万円を超える方	基準額×0.685	47,800円	2,694人	8.61%
第4段階	本人が 市民税非課税 世帯員が 市民税課税	・本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 年間80万円以下の方	基準額×0.9	62,800円	2,937人	9.39%
第5段階		・本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 年間80万円を超える方	基準額×1.0	69,800円	6,921人	22.12%
第6段階	本人が 市民税課税	・本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.3	90,800円	5,674人	18.14%
第7段階		・本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.4	97,800円	3,663人	11.71%
第8段階		・本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.6	111,700円	1,624人	5.19%
第9段階		・本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7	118,700円	697人	2.23%
第10段階		・本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9	132,700円	333人	1.06%
第11段階		・本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1	146,600円	197人	0.63%
第12段階		・本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3	160,600円	130人	0.42%
第13段階		・本人の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.4	167,600円	473人	1.51%

※ 「合計所得金額」…土地等の売却等により、長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額がある場合は、地方税法上の合計所得金額から特別控除額を控除した額。
また、平成30年度税制改革に伴う所得指標の見直しを行っている。